

地縁による団体の認可について

市民生活部市民協働課 0567-55-9298



1. 制度の概要

日常生活レベルにおいて住民相互の連絡等の地域的な共同活動を行い、地域社会において重要な役割を担っている町内会等の「地縁による団体」は、いわゆる「権利能力なき社団」に該当するものと位置付けられ、その保有不動産について、町内会等の名義で不動産登記をすることができませんでした。このため、平成3年の地方自治法改正により、地縁による団体が、一定の要件を満たす場合に、市長の認可を受けて法人格を取得し、不動産登記の登記名義人となることのできる制度が導入されました。

また、令和3年の地方自治法改正により、地縁による団体が、不動産等を保有していない又は保有する予定がない場合であっても、市長が該当団体を認可することを可能とする制度が導入されました。これにより、不動産等を保有せず、幅広い地域活動を行う地縁による団体に法人格を付与することが可能となりました。

2. 「地縁による団体」とは

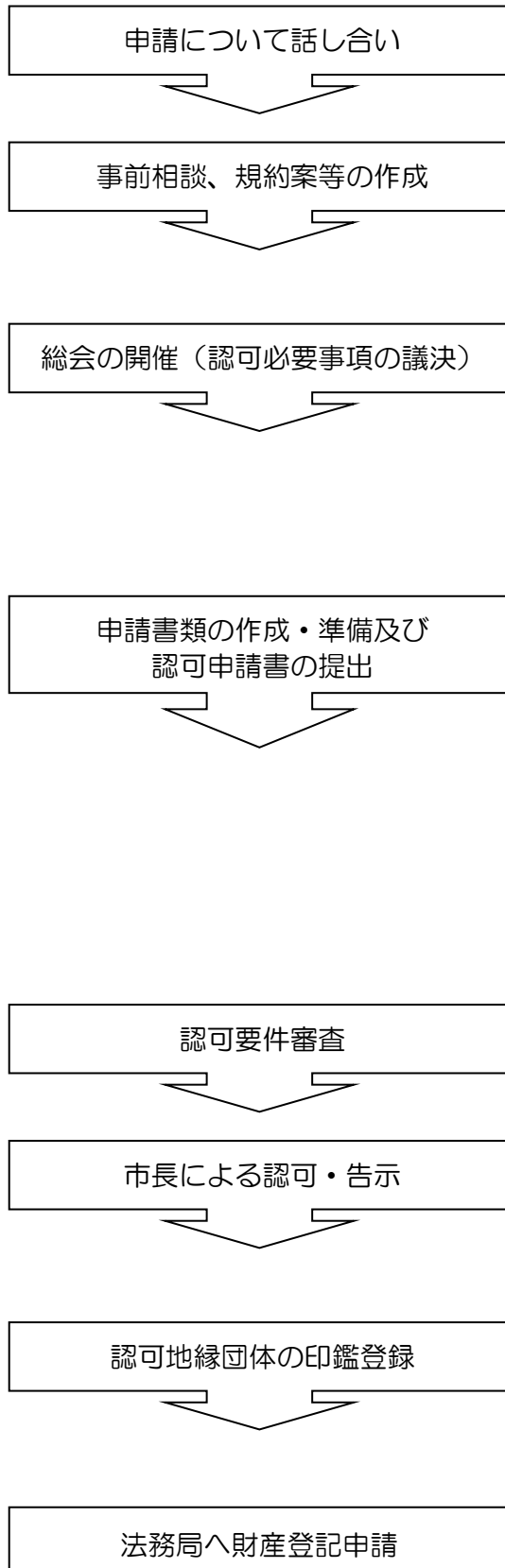
地縁による団体は、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第260条の2第1項）と定義されており、区域に住所を有することのみを構成員の資格としているものです。したがって、町内会等のように区域に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体は、原則として「地縁による団体」と考えられます。これに対し、

- | | |
|-------------------|---------------------|
| ① 青年団や婦人会 | 性別や年齢などの条件が必要な団体 |
| ② スポーツ少年団や伝統芸能保存会 | 活動の目的が限定的に特定されている団体 |
- は、地縁による団体とは考えられません。

3. 認可の要件

- ① 地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- ② 地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。
- ③ 地縁による団体の区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- ④ 規約を定めていること。この規約には、(i) 目的、(ii) 名称、(iii) 区域、(iv) 主たる事務所の所在地、(v) 構成員の資格に関する事項、(vi) 代表者に関する事項、(vii) 会議に関する事項、(viii) 資産に関する事項が定められていなければならないこと。

4. 認可申請手続きの流れ



町内会で認可申請を行い、法人格を取得するか話し合います

申請方法や各種様式、規約案（地方自治法や民法に従った内容）や提出書類等について市民協働課に事前相談します

総会を開催し、以下の必要事項について議決を採ります

〔認可必要事項〕

①規約の制定 ②認可申請することの議決 ③構成員の確定 ④保有資産の確定 ⑤代表者の確定

申請書を作成し、市民協働課に提出します

〔提出書類〕

①認可申請書 ②規約 ③認可を申請すること及び不動産を申請について総会で議決したことを証する書類 ④構成員名簿 ⑤良好な地域社会の維持及び形成に資する地域活動を現に行っていることを記載した書類 ⑥申請者が代表者であることを証する書類

認可要件を満たしているかどうか申請書類に基づき審査が行われます

審査後、市長による認可・告示が行われます。地縁団体の法人登記は、告示によってこれにかえることになるため、法務局への法人登記は必要ありません

不動産登記等に必要な場合、地縁団体の印鑑登録を行うことができます。手続きは市民協働課で受け付けます

町内会が法務局へ不動産登記申請を行う際に、認可地縁団体証明書等が必要となります。発行は市民協働課で受け付けます

5. 不動産に係る登記の特例

地方自治法の一部が改正（平成27年4月1日施行）され、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例が創設されました。登記までの流れは次のとおりです。

（１）相続人の所在が分からない等により移転登記できない場合、市に疎明資料（※注）を添付のうえ所有不動産の登記移転等に係る公告申請書を提出します。

（２）市は提出された疎明資料（※注）により要件を確認します。

（３）市は確認ができた場合、当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある関係者等は、市に異議を述べるべき旨の公告をします。

（４）3か月以上の公告期間において、異議が無かった場合は、異議が無かった旨の証明書を交付します。

（５）法務局において所有権の保存又は移転登記を申請できます。

（※注）

・当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること ・当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思を持って平穏かつ公然と占有していること ・当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること ・当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

6. 認可後のポイント

権利

認可地縁団体は、権利能力を得ることにより、法人としてそれ以前とは異なった法的な位置付け及び取り扱いがなされることとなります。

① 団体名義で資産の登記・登録ができます。

② 認可地縁団体として印鑑登録ができます。

義務

① 市長の告示事項について変更があったときは、代表者が告示事項変更届出書に告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて、市長に対し届出を行わなくてはなりません。

② 規約を変更する場合には、規約変更認可申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類、規約変更を総会で決議したことを証する書類を添えて、市長に認可を申請し、認可を受ける必要があります

③ 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年1月から3月までの財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。

④ 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない

⑤ 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開かなければならない

⑥ 公益法人とみなされ、収益事業にのみ法人税等が課税される。